

■女性の視点に立った災害時支援について■

2005 年 神戸防災フォーラム「災害と女性」～防災・復興に女性の参画を～アピール文より

1、防災・復興対策は国・性別・年齢・障がいのあるなしを問わず、人権尊重を基本にし、意思決定に女性を参画させ、女性の視点を取り入れること

- ・ 防災や復興の諸事業には女性の知識と能力が不可欠であり、責任者として女性を登用する
- ・ 女性の参画に関しては、達成時期や数値目標、それを具体化する方策を計画に明示する
- ・ 専門的知識や女性のネットワークを利用すること 地域レベルで蓄積された知識や経験を活用する
- ・ 救援・復興、回復に関わる機関が援助活動を行う際に、担当者にジェンダートレーニングを行う
- ・ 救援活動や復興支援の現場に必要なに応じて女性を配置する
- ・ 障がいを持つ人も利用できるよう、避難所となる学校などの施設はバリアフリー対策を整備しておく
- ・ 住居を失って住居の確保が困難な被災者に対して、居住の権利を保障する
- ・ 被災者支援や支援金の給付は世帯単位とせず、個人を単位とする
- ・ 心とからだのケアなど被災女性のための相談窓口を開設し、女性の健康問題に取り組む

2、災害時に「女性に対する暴力(DV・性被害)」が増加することを予測し、防災や復興計画に以下のような「女性に対する暴力防止」を組み入れること

- ・ 復興事業として、街の倒れた街灯は速やかに復旧工事を行い、夜間の街を明るくして、人々を犯罪から守り、女性たちを性被害から守るためにも特別警戒する
- ・ 飲み水の浄化方法や消火方法と同様に男性がストレスからの暴力を家族に向けない様に広報する
- ・ 電話・面接相談の開設や強かん救援センター、一時保護施設が通常施設以外にも用意される
- ・ 性暴力被害者が責められることなく訴えることができ、支援されるシステムをつくる

3、避難所・仮設住宅の運営に必ず女性を参画させ、以下の点を考慮すること

- ・ 性別に配慮した避難所の設計(授乳室、保育室、男女別更衣室・トイレなど)、救援要員への女性の参画、女性向け物資の備蓄、女性に配慮した避難所や相談窓口を被災マニュアルに盛り込んでおく
- ・ 避難所内の警備やトイレを安全な場所に設置する等、女性や子どもを性被害から守るよう配慮する
- ・ 避難所で調理室や洗濯場などが生活の場として利用できるように配慮する
- ・ 避難所に女性のためのクリニックや助産師によるからだ相談を開設する
- ・ 避難所における掲示物などに多言語または絵文字など、誰にでもわかる表現方法を使用する
- ・ ボランティアの燃え尽きを防止するためにバックアップ体制を充実させる

4、乳幼児をかかえた母親に対する子育て支援を行い、児童虐待を防止すること

- ・ 在宅・避難所を問わず妊産婦のための食べ物、健康管理の相談を開設する
- ・ 妊婦検診や乳幼児健診・育児相談・支援が行われることで母親の不安を軽減させる

5、災害時に女性が仕事を失わないための施策や支援を行うこと

- ・ 災害時には災害特別休暇(保育・介護のためなど)が男女ともに取得できるようにする
- ・ 災害を理由に不当に解雇された女性に対する労働相談を速やかに開設する
- ・ 母子家庭や離職した女性の生活再建のため、経済支援や雇用の創出を早急におこなう

6、その他マイノリティ女性のニーズに応じた支援を行うこと

- ・ 女性の一人住まいなどが多い老朽化した住宅の補修工事に対する財政的支援を行う
- ・ 在宅の被災者・障がい者・視聴覚障がい者にも情報や物資がもれなく届くよう配慮する
- ・ 災害時、その後の被災者救済において、外国籍であるかどうか、在留資格の如何を問わず、被災者として扱う 出身地によって文化が異なるので、被災者のニーズに配慮した支援をおこなう
- ・ 性的マイノリティの被災者のニーズに配慮した支援をおこなう